



青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議規約（案）の概要

1 背景・制定の趣旨

- 連携中枢都市圏構想推進要綱(総務省)で、連携協約に「定期的な協議を行うこと」を盛り込むように規定されていることを受け、本圏域の連携協約に「毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。」との条項を設けている。
- 他の圏域でも75.0%(24/32圏域)で規約等を制定し、会議を開催している。
- 連携協約に規定する協議の場としての会議の位置づけや運営方法等を明確とするため、本圏域においても規約を制定することとする。

2 市町村長会議規約(案)の概要

○**名称**（第1条）

- ・青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議

○**目的**（第2条）

- ・連携協約に基づき、各市町村長が連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整等を行うことにより、圏域に有する地域資源を活かしながら、圏域の住民はもちろんのこと、圏域外の住民にとっても魅力ある、将来にわたって持続可能で発展する圏域「うみ・まち・ひとを絆で結ぶ青森圏域」を目指すこと

○**構成員**（第3条）

- ・青森市長、平内町長、今別町長、外ヶ浜町長、蓬田村長

○**所掌事務**（第4条）

- ・以下の事項に関して協議、調整すること
 - ①青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に関する事項
 - ②青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの具体的取組の推進に関する事項
 - ③規約の制定及び改廃に関する事項
 - ④前3号に掲げるもののほか、第2条に掲げる目的を達成するために必要な事項

○**議長**（第5条）

- ・会議に議長を置き、青森市長をもって充てる(あらかじめ指定した者が職務代理)

○**会議**（第6条）

- ・会議は議長が招集
- ・議長は必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる

○**事務局**（第7条）

- ・事務局は、青森市企画部企画調整課

○**その他**（第8条）

- ・規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める